

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により 飼養管理の基準が変わりました！

(犬猫を取り扱う全ての事業者が対象です。)

令和3年4月に「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」(令和三年環境省令第七号)が制定され、令和3年6月から施行されました。

動物取扱業者が遵守する事項として規定された7項目についてお知らせします。



ポイント1 ケージ等の基準に具体的な数値が定められました。

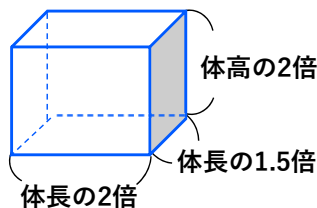
※令和3年6月1日時点で登録のある事業者は、令和4年6月から適用

分離型(ケージ飼養等)の基準

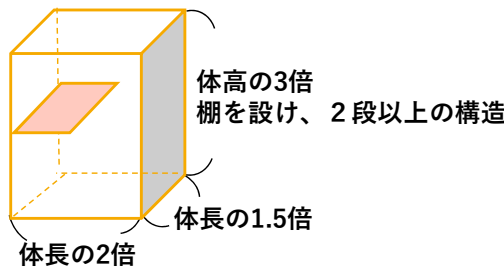
※全業種適用。ただし、一時的な保管等の場合を除く。

<ケージ(寝床や休息場所)>

犬



猫



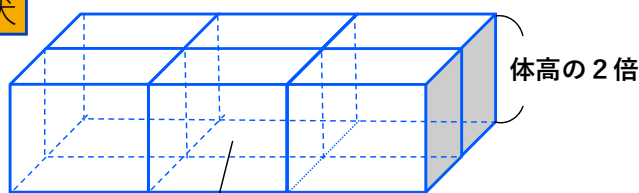
<運動スペース> ※長期間飼養を行うことが前提となる販売、譲渡、貸出、展示、譲受飼養業が該当。

- ・一体型と同一以上の面積を確保。
- ・1日3時間以上運動させ、常時利用可能な状態で管理する。

複数飼養の場合は、各個体に対する広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する高さを確保。

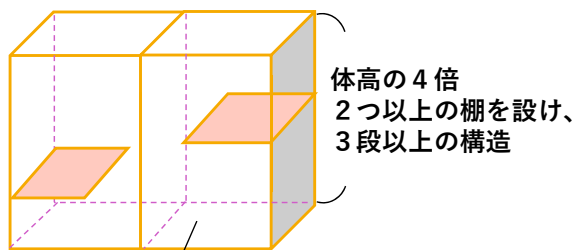
一体型(平飼い等)の基準

犬



分離型ケージの床面積の6倍

猫



分離型ケージの床面積の2倍

複数飼養の場合
→床面積(分離型の3倍×頭数分)
高さ(最も体高が高い犬の2倍)

複数飼養の場合
→床面積(分離型の面積×頭数分)
高さ(最も体高が高い猫の4倍)

※繁殖時は、親子あたり一頭分の面積を確保(親子以外の個体の同居不可)



ポイント2 従業員1人当たりが飼養できる動物の数が定められました。

犬 1人当たり20頭まで(うち繁殖犬は15頭まで)

猫 1人当たり30頭まで(うち繁殖猫は25頭まで)

- ・親と同居している子犬・子猫及び繁殖に供することをやめた犬猫は頭数に含みません。
- ・犬と猫の両方を飼養保管する場合は、別途1人当たりの上限が定められています。

・令和3年6月1日時点で登録のある事業者は、右表のとおり段階的に適用されます。

第一種(第二種)	犬		猫	
		うち繁殖犬		うち繁殖猫
R3.6(R4.6)	経過措置		経過措置	
R4.6(R5.6)	30頭	(25頭)	40頭	(35頭)
R5.6(R6.6)	25頭	(20頭)	35頭	(30頭)
R6.6(R7.6)	20頭	(15頭)	30頭	(25頭)



ポイント3 飼養環境の管理基準が規定されました。

- ・ 温度計・湿度計を設置し、低温・高温により動物の健康に支障が生じないように管理する。
- ・ 臭気により飼養環境・周辺的生活環境を損なわないよう、清潔に保つ。
- ・ 自然光又は照明により日照サイクルを確保する。



ポイント4 動物の健康管理に関する新たな基準が規定されました。

- ・ 年1回以上獣医師による健康診断を受けさせる。
→診断書を5年間保存。1年以上継続して飼養・保管する個体が対象。
- ・ 繁殖の用に供する個体については、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせる。



ポイント5 動物の展示や輸送の方法の基準が具体化されました。

- ・ 犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、展示を行わない時間を設ける。
- ・ 飼養施設に輸送された犬又は猫は、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等）を目視で観察する。



ポイント6 動物を繁殖させる際の基準が定められました。

	生涯出産回数	メスの交配	備考
犬	6回まで	6歳まで (満7歳未満)	満7歳時点で生涯出産回数が6回未満の場合、交配は7歳まで(満8歳未満)
猫	—	6歳まで (満7歳未満)	満7歳時点で生涯出産回数が10回未満の場合、交配は7歳まで(満8歳未満)

※交配年齢、生涯出産回数に係る規定は、令和3年6月1日時点で登録のある事業者は、令和4年6月から適用

- ・ 犬又は猫を繁殖させる場合、必要に応じて獣医師等による診療又は助言を受けること。
- ・ 帝王切開を行う場合は獣医師に行わせ、出生証明書と母体の状態に関する証明書を5年間保存。
- ・ 繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。



ポイント7 動物の愛護及び適正な飼養に関する基準が定められました。

- ・ 犬又は猫を以下の状態にしないこと。
→被毛に糞尿等が付着している、体毛が毛玉で覆われている、爪が異常に伸びている。
- ・ 清潔な給水を常時確保すること。
- ・ 散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこと。

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、以下の内容も変更になります。

幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限（第22条の5）

犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は出生後56日を経過しない犬又は猫を販売すること等ができなくなります。

※文化財保護法の規定により、天然記念物に指定された犬（秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬）の繁殖を行う犬猫等販売業者が、犬猫等販売業者以外に天然記念物指定犬を販売する場合、出生後49日を経過したもの。

飼養管理基準や改正動物の愛護及び管理に関する法律に関する情報はこちら

環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/animal.html>

